

鳥取市地域猫活動等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念の下、飼い主のいない猫による生活環境の問題の解決を図る活動を支援するため必要な事項を定めるとともに、飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止し、ルールに則った管理により、地域の生活環境の支障を軽減していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主に飼養されておらず、所有及び占有の意思を示す者がいない猫をいう。
- (2) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域住民によりその地域で決めたルールに則って、繁殖、給餌、ふん尿等が適切に管理され、地域との共存が図られている猫をいう。

(方針及び対策)

第3条 第1条に定める目的を達成するため、市における飼い主のいない猫に関する対策は、次の各号に掲げる方針に従って行うものとする。

- (1) 飼い主のいない猫は、地域猫としていくこと。
- (2) 地域住民の理解と協力を得ながら、市と地域住民との協働によって行うこと。
- (3) 飼い主のいない猫に起因する苦情及び被害を減少させていくこと。

2 前項の方針に従い、地域住民が行う飼い主のいない猫に関する対策は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 不妊去勢手術（以下「手術」という。）の実施による、飼い主のいない猫の増加の抑制
- (2) 給餌の適正管理、餌場の清掃の実施
- (3) トイレの設置及びトイレの清掃等によるふん尿被害の防止
- (4) 飼い主のいない猫に関する対策についての周知及び啓発
- (5) 猫の飼い主は、適正に飼い猫を飼養する

(市の支援)

第4条 前条の方針に基づく対策を行う者に対し、市は必要に応じて次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 地域猫として管理しようとする飼い主のいない猫の手術の実施
- (2) 地域猫活動（地域猫に関する活動をいう。以下同じ。）実施に関する自治会等への説明
- (3) 活動地域における飼い主のいない猫の把握に関する助言
- (4) 前条第2項第2号及び第3号に規定する対策に係る具体的な助言
- (5) 猫捕獲器の貸出し
- (6) 猫の飼い主に対する、適正飼養の指導及び啓発

(支援の要件)

第5条 市の支援を受けて地域猫活動を行うための要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 活動を行う地域は、現に飼い主のいない猫に起因する生活環境の被害及びトラブルが顕著であり、地域猫活動を実施することにより第1条の目的が達成できる地域であること。
- (2) 活動を行う者は、活動地域内の在住者又は在勤者を1名以上含む2名以上の成人で構成されるグループ（以下「活動グループ」という。）であること。
- (3) 活動グループの代表者は、活動地域内の在住者又は在勤者であること。

(支援の申請)

第6条 活動グループは、代表者を申請者として地域猫活動支援申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 管理対象猫一覧表(別記1)
- (2) 構成員名簿(別記2)
- (3) 活動地域地図(様式自由、給餌場所及びトイレの設置場所の位置を含む)
- (4) その他活動内容を示す資料

(支援の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その記載内容に不備等がないことを確認し、地域猫活動支援可否決定通知書(第2号様式)により、活動グループに通知するものとする。

2 市長は、支援する活動グループに対し、活動の際に着用する腕章を提供するものとする。
(申請事項等の変更)

第8条 活動グループは、構成員の変更や管理対象猫の追加等、申請事項に変更が生じた場合は、地域猫活動支援申請事項変更届(第3号様式)に変更内容に係る資料を添えて市長に届け出なければならない。

(活動の中止)

第9条 活動グループは、第5条各号に定める支援の要件に該当しないこととなった場合及び第3条第2項第1号から第4号までに規定する活動内容を実施することが困難となった場合は、地域猫活動中止届(第4号様式)を提出しなければならない。

(活動の終了)

第10条 活動グループは、活動の目的を達成し、地域猫活動を終了しようとするときは、地域猫活動終了届(第5号様式)を市長に届け出なければならない。

(手術の実施)

第11条 市長は、活動グループから支援の申請時又は申請事項等の変更時に手術の依頼を受けたときは、手術の日時並びにこれに伴う搬入及び返還日時について活動グループと調整するものとする。

2 活動グループは、飼い主のいない猫を捕獲し、指定された日時に鳥取市保健所長が開設した動物診療施設(以下「診療施設」という。)に搬入するものとする。なお、猫を捕獲できず、指定された日時に搬入することができない場合は、速やかに生活安全課に連絡するものとする。

3 市の獣医師は、当該猫の健康状態を確認した上で手術を実施するものとし、当該手術が完了したことが外見で判別できるよう、雄にあっては右耳を、雌にあっては左耳をV字形に切除するものとする。

4 前項に規定する手術の完了後、活動グループは指定された日時に診療施設から猫を引き取り、捕獲した場所付近の安全な場所に戻すものとする。

(捕獲器の借用)

第12条 本事業を実施するに当たり、捕獲器を借用する場合は、地域猫活動支援申請書(第1号様式)又は地域猫活動支援申請事項変更届(第3号様式)により申込みを行うものとする。

2 市長は、前項の規定による借用の申込みがあった場合は、捕獲器を貸し出すものとする。

3 捕獲器を借用した者は、生活安全課が指定した期日までに、捕獲器を生活安全課に返却しなければならない。

(活動報告)

第13条 活動グループは地域猫活動の状況について、支援が終了するまでの間、毎年上期(4月1日から9月30日までの期間)については10月20日までに、下期(10月1日から翌年3月31日までの期間)については4月20日までに、地域猫活動報告書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

2 活動グループは、活動を中止又は終了した場合は、速やかに地域猫活動報告書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

3 市は、第2項の規定により提出された地域猫活動報告書に基づき、活動の効果を検証し、必要な場合は活動グループとともに措置を講ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。